

業務名：新港ふ頭9号岸壁荷役機械レール延伸設計業務委託(R7)

質 問 内 容	同種の業務実績は、ガントリークレーンの付属金物などの付帯施設の詳細設計の実績でも認められるでしょうか。
------------------	---

回答)

ガントリークレーンに関する港湾施設の実施(詳細)設計の業務実績を入札参加資格としています。

そのため、ガントリークレーンに関する付帯施設(港湾施設)の詳細設計であれば、業務実績として認めます。